



児童・生徒のみなさんへ

## セクシュアル・ハラスメントを 許さない学校に

### 学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは

学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは「相手の意に反した性的な発言やふるまいによって、周囲に不快感を与えること」で、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させます。

具体的な例をあげてみました。みなさんも考えてください。

#### 事例 1

担任のA先生は、女子生徒のBさんに対して、掃除の時間に「女の子なんだからしっかり掃除をしるよ。」とよく言います。また、廊下で会っても「足が白い」など、身体のことを話題にしたり、「元気が」と言いながら、肩を触ります。

今朝も、会ったときに「おはよう」と言いながら、背中を触ったので、許せないと思って、怒ったら「ゴメン！ゴメン！セクハラと違うで」と笑いながら言いました。

Bさんは、先生に会うのが嫌になってきています。

#### 事例 2

女子生徒のBさんとCさんが、A先生に呼ばれて職員室に入ったところ、A先生の机のコンピュータの待受画面に、水着の女性の写真が使われていました。

二人は、「いやらしい、いやだなあ」と思いました。

#### 事例 3

A先生は、女子運動部の顧問です。活動中にBさんがひざを痛めてから、毎日の活動後にBさんと呼んで足のマッサージをしてくれるようになりました。先生はマッサージしながら、「付き合ってる人とかいるの？相談に乗ってあげるよ。」など話します。部活は続けたいけれど、マッサージされるのがいやで、どうしたらよいかかわからず、食事ものどを通りません。

いつでも なんでも  
気軽に 話してね  
プライバシーは守ります

大阪府教育センター 『すこやか教育相談』

TEL 06 - 6607 - 7361

(電話受付時間 月～金9:30～17:30)

Fax 06 - 6607 - 9826

Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

スクール・セクシュアル・ハラスメントの相談は相談者と同性の専門相談員が応じます

子ども家庭相談室

(「被害者救済システム」民間支援機関)

TEL 06 - 6577 - 1001

(電話受付時間

祝日を除く月・火・木 10:00～20:00)

